

固定資産税 償却資産について

固定資産税【償却資産】とは

固定資産税は、「土地」「家屋」「償却資産」を所有している方が、その資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

その中でも「償却資産」とは、個人や法人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いている舗装路面や塀などの構築物や機械・器具及び備品など、土地・家屋以外の事業用資産で「法人税法又は所得税法上の規定で減価償却の対象となるべき資産」をいいます。

ただし、家庭用の資産や販売用に陳列保管している商品などは含みません。

また、鉱業権・漁業権などのような無形固定資産は課税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

納税義務者

事業を行っている方で、壮瞥町内に償却資産をお持ちの方が、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日(賦課期日)現在の所有状況を 1 月 31 日(土日の場合はその翌日)までに申告していただくことになっています。

申告の対象となる資産

償却資産の申告が必要な資産は、1 月 1 日現在において事業の用に供することができる資産で、次の資産を除いたものです。

- ①耐用年数が 1 年未満の資産
- ②取得価格が 10 万円未満の資産で、法人税法または所得税法の規定により、一時に損金算入されたもの
- ③取得価格が 20 万円未満の資産で、法人税法または所得税法の規定により、3 年以内に一括して均等償却を行うもの
- ④自動車税および軽自動車税の対象となるもの
※②や③の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により、通常の減価償却を行っているものは課税対象となります。
- ⑤生物(観賞用を除く)

また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア. 償却済資産(減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産)

イ. 遊休資産(稼動を休止しているが、事業の用に供することができる状態の資産)

ウ. 未稼動資産(すでに完成しているが、まだ稼動していない資産)

エ. 借用資産(リース資産)であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産

オ. 租税特別措置法により、中小企業者等が取得した 30 万円未満の減価償却資産のうち、全額を損金算入した資産

主な償却資産の例

■構築物

看板、塀・フェンス、庭園、駐車場の舗装、ビニールハウス など

■機械及び装置

工作機械、建設機械、印刷機械、給油設備、農業用機械 など

■船舶、航空機

貸しボート、漁船、ヘリコプター など

■車両及び運搬具(自動車税や軽自動車税の対象とならない車両)

大型特殊自動車、大型フォークリフト、パワーショベル など

■工具、器具及び備品

レジスター、カラオケ、防犯装置、冷蔵庫、パソコン、テレビ、応接セット など

資産の評価方法

償却資産の評価額は、所有者の方から申告していただいたその資産の取得価額から耐用年数に応じた控除額を差し引くことで算出します。

- 申告 1 年目(前年中に取得)の評価額の算出式

$$\text{「取得価額」} \times (1 - \text{減価率} \div 2) = \text{「評価額」}$$

- 2 年目(前年前取得)以降の評価額の算出式

$$\text{「前年度評価額」} \times (1 - \text{減価率}) = \text{「評価額」}$$

免税点

償却資産の評価額から算出した課税標準額の合計が、150万円に満たない場合は課税されません。

【申告書の提出期限および提出先】

提出期限

毎年1月31日(土日の場合はその翌日)までに提出。必ず期限内に提出していただきますようお願いいたします。

提出先

〒052-0101 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7
壮瞥町役場 税務会計課 税務係』 まで提出をお願いします。

申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず返信用封筒に切手を貼って同封してください。

償却資産申告書・種類別明細書の用紙が必要な場合は、税務会計課までご連絡いただければ郵送いたします。

また、「様式ダウンロード」ページからダウンロードもできますので、ご利用ください。

【お問い合わせ】

壮瞥町役場 税務会計課 税務係

〒052-0101 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7

TEL:0142-66-2121 / FAX:0142-66-7001